

議事日程（一般質問日） 令和元年9月18日 午前9時開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第35号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第36号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第37号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第38号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第39号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第40号 木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第41号 木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第42号 木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第43号 木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第44号 木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第45号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第46号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第47号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第48号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第49号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第50号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議案第51号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 議案第52号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

日程第20 報告第4号 平成30年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	鎌田 鷹介 君	2番	伊藤 厚紀 君
3番	加藤 真人 君	5番	服部 英二夫 君
6番	三輪 一雅 君	7番	伊藤 律雄 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤 隆 君	副町長	森 清秀 君
教育長	山北 哲 君	総務政策課長	伊藤 啓二 君
危機管理課長	小島 裕紹 君	会計管理者	服部 孝龍 君
産業課長	平松 孝浩 君	建設課長	内山 幸治 君
住民課長	山田 克己 君	福祉健康課長	松本 大 君
税務課長	藤井 光利 君	教育課長	伊藤 正典 君

事務局出席職員

事務局長 白木 悟 議会事務局 渡辺 千智

=====

午前 9時 0分開議

○議長（伊藤律雄君） 皆様、おはようございます。

議員の皆さんには、諸般何かと御多用のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長を初め執行部の皆様とも御出席をいただき、ありがとうございます。

さて、令和元年第3回定例会は9月5日より開催されまして、本日は一般質問日でございます。この後、行われます一般質問並びに議案質疑に際しまして、慎重な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、議事日程は、既にお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問について

○議長（伊藤律雄君） 日程第1、一般質問についてを行います。

一般質問の通告を受けておりますのは、

- ① 1番議席 鎌田 鷹介 君
- ② 8番議席 中川 和子 君
- ③ 2番議席 伊藤 厚紀 君
- ④ 3番議席 加藤 真人 君、以上4名の方でございます。

一般質問の発言の順序は、定例会開会日の議会運営委員長の報告のとおり、受け付け順に発言していただきます。

なお、質問内容は、簡潔、明瞭にお願いいたします。

それでは、初めに、1番議席、鎌田鷹介君の質問を許します。

登壇の上、お願いいたします。

○1番（鎌田鷹介君） 議長、1番。

○議長（伊藤律雄君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 改めまして、おはようございます。

1番議席の鎌田鷹介でございます。

通告書の内容に従いまして、質問させていただきます。

1点目に、SDGsについてですが、国連の持続可能な開発目標が2016年にスタートして4年目を迎えました。SDGsとは、2030年までの社会課題解決のために国際社会が達成すべき17の目標、169のターゲットから構成されるものであり、日本を含めた国連加盟193カ国が署名しており、日本政府はSDGs達成に向けた取り組みを積極的に推進しています。

まず、2016年5月に持続可能な開発目標推進本部を設置し、同年12月にはSDGs実施指針を策定し、8つの優先課題と具体的施策を提示しました。さらにSDGs実施指針の取り組みを具体化するために、2017年12月にSDGsアクションプラン2018を策定し、その後、2018年6月に拡大版SDGsアクションプラン2018、2018年12月にSDGsアクションプラン2019、2019年6月には、まち・ひと・しごと創生基本指針2019と、半年ごとにその内容を拡充していきました。政府は、豊かな活力である、誰ひとり取り残さない社会を実現するため、日本ならではのSDGsモデルを構築し、国際社会に発展することを目指しています。

SDGsアクションプランには、2018年版以来、日本のSDGsモデルの中核の3本柱として、企業の取り組みの支援、次世代女性支援が掲げられています。SDGsはあくまで政府にとっての目標であり、企業や自治体からすれば取り組みを行う義務はないものの、日本のSDGsモデルの要素である企業と自治体のSDGsに関する取り組みをめぐると、それぞれの状況を比較すると、達成のための役割や貢献が期待されている点では全く同じ立場です。

SDGs達成に向けた地域の役割の重要性においては、国連が2015年に採択した成果文書においても、政府と公共団体は、地方政府、地域組織、国際機関、学級組織、慈善団体、ボランティア団体、その他の団体と密接に実施に取り組むと明記されています。

SDGsの17の目標の中では、自治体行政との関連が強く、特に目標11の住み続けられるまちづくりでは地域レベルの取り組みが主体となるものが考えられますが、ほかの目標においても自治体の取り組みが期待されています。

自治体によるSDGsの推進は、日本版SDGsモデルを構築するためにも重視されています。政府は、SDGs達成に取り組む都道府県市区町村の割合を2020年度に30%にする目標を設定しておりますが、内閣府調べでは、2018年11月時点で取り組みを行っている自治体の比率は5%しかありません。現在、三重県では、組織レベルの取り組みを行っており、また、自治体としては、津市、いなべ市、志摩市などとなっております。

まず、1点目に、SDGsの17番目のゴール、パートナーシップは、政府、民間セクター、市民社会、国連機関を含む多様な関係者が参加するグローバルなパートナーシップにより実現を目指すことですが、この側面から地方創生にとってSDGsの必要性をどう捉えているのか、お聞きいたします。

2点目に、今まで当町の各種取り組みでも持続可能なまちづくりを意識されていますが、改めて他自治体などの取り組みを踏まえ、第5次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合計画にもSDGsを導入すべきと考えますが、町長の考える持続可能な木曾岬町とSDGs導入についてお聞きいたします。

○議長（伊藤律雄君） 1番議席、鎌田鷹介君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

連日猛暑が続いていたかと思えば、急に涼しくなったりというようなことで、9月は季節の変わり目でございます。体調管理に十分気をつけたいものだと思っております。

9月26日、当町を襲った伊勢湾台風、昭和34年の台風第15号でございました。ここの台風15号は、御案内のように、千葉県を初め関東地方に大きな被害をもたらし、とりわけ農作物を初め大きな被害が出ておるところでございますが、特に今回は長期にわたる停電が今なお続いておまして、被災地の皆さん方に心からのお見舞いを申し上げるとともに、1日も早い復旧、復興を願うところでございます。

さて、令和元年の第3回木曾岬町議会定例会が9月5日に開会されまして、今期定例会には、補正予算案及び条例の一部改正案、平成30年度の各会計の決算などを御審議願っているところでございますが、本日は一般質問日を迎え、今期定例会には4人の議員の方から通告いただいております。それぞれ誠意を持って御答弁申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、先ほどの1番議席、鎌田鷹介議員のSDGsについての御質問に対して御答弁を申し上げます。

議員御質問のSDGsでございますが、2015年9月の国連サミットで採択されたものでございまして、世界全体の経済、社会及び環境の3側面における持続可能な開発を総合的な取り組みとして推進することを目標といたしてございまして、国連加盟国193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標と169の施策が設定され、この進捗状況を図るために約230の指標も設定されております。

日本政府でも、2016年の5月に総理を本部長とした持続可能な開発目標、SDGs推進本部会合が設置され、我が国におけるSDGsの取り組みが発表されまして、あわせて、地方における推進も通知されております。

御質問の1点目の地方創生にとってSDGsの必要性についてでございますが、地方創生が少子高齢化に歯どめをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を維持することを目標としていることから、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた取り組みは地方創生の実現にも資するものでございまして、その必要性を強く認識いたしているところでございます。

現在、国において、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が進められておりますが、この第2期では、SDGsを原動力とした地方創生が重点施策に加えられることが公表されておりますし、三重県においても令和2年度からのみえ県民力ビジョン第3次行動計画の策定に向けて、令和の時代に留意すべき新しい概念としてSDGs、持続可能な開発目標を視点に取り入れることが公表されております。

次に、御質問の2点目の持続可能な木曾岬町とSDGsの導入についてでございますが、1点目でも申し上げたように、SDGsの取り組みは地方創生の実現にもつながるものと認識いたしております。当町においては、昨年度に第5次の総合計画後期基本計画を策定いたしましたところでございますが、この後期計画においては、平成28年度に策定した木曾岬町人口ビジョン総合戦略の検証も踏まえまして、分野別に総合戦略の内容を踏まえた戦略プログラムを組み込んで策定いたしましたものでございます。

総合戦略は、当町の人口に関する目指すべき将来の方向の実現に向けて、長期に取り組むべき施策と位置づけいたしてございまして、本計画にSDGsが掲げる17の目標全てを組み込んだものではございませんが、SDGsに掲げる質の高い教育や安全な水とトイレの確保、住み続けられるまちづくりなどの目標施策は、当町の総合戦略の施策とも重なっておりますことから、長期に取り組んでまいりたいと考えております。

SDGsの取り組みに対しては県内市町でも取り組んでおられることから、今後は、国や県、市町の情報や動向に十分注視をしながら、町の施策に反映していきたいと考えております。

以上のことを申し上げ、鎌田議員のSDGsについての御質問に対する答弁とさせていただきます。

たきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） SDGsについてはまだまだなじみがない状況ですが、今後、推進していくには、津市、いなべ市市町のように、自治体ホームページで取り上げるなど、住民の方や企業の方に知っていただくことがまず必要と考えますが、当町としてはどういうふうに取り組んでいかれるのかをお聞きいたします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 鎌田議員の再質問でございますが、具体的にどのような取り組み方を考えているのかということでございますが、担当の総務政策課長のほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 御質問いただきましたSDGsでございますが、議員指摘のとおり、近隣の市町でも、既に管内ではいなべ市を先頭に取り組んでいただいております。

これに向けては、現在、先ほどの本答弁でもございましたように、三重県の中でも第3次行動計画に推進すべき項目として、来年度以降、進められていくということも公表されておりますし、また、これを受けて、三重県のほうでは県下の全市町に対してこれを県と市町の共同連携協議の課題項目としても取り上げて、今後、調整並びに調査を推進すべきとして、また、今後、さらにそれを進めた上で、各市町の行動計画、総合計画にも取り入れて進めていくように推進されております。

現在、私どもでは、現行の総合計画は、先ほど本答弁でもございましたとおり、昨年度、確定させていただきましたが、これについてもSDGsが目標とする施策の一部は今重なる部分がございます。しかし、さらにこれを拡大して周知していくためには、議員の指摘のとおり、皆様方にまずこれを知っていただくということも必要かと思っておりますので、今後はホームページの状況においても、こういった問題をどのように取り組んでいくかということは発信をさせてもらいたいと思っております。

現在、管内においても、先ほど申しましたように、県と市町の共同連携項目の中で、桑名管内における桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬においても、SDGsの取り組みについての調査というものをこれから進めようということで進んでおまして、具体的には、いなべ市は既に早い段階で御自分の中で発信されておりますし、東員町も次期総合計画の策定に向けてSDGsをどのように取り組んでいくかということが調査されております。

私どもといたしましても、こういった市町などの取り組み状況とあわせまして、今、私どもでこうした中でどういったことで何ができるのか、また、何をやっていかなきゃならないのか、さらには、本答弁でもありましたように、私どもが地方創生事業で進めました総合戦略、これの実現のためにもSDGsとの部分については多く重なる部分もございますので、そういったことも踏まえながら調査して発信していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） ありがとうございます。

次に、2点目の質問に移りたいと思っております。

2点目に、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインについてお聞きいたします。

近年、一般企業においては、働き方改革による働き手の負担軽減を目指す活動が盛んに行われるようになってきました。一方で、多忙が問題視されている教員は、OECDの国際教員指導環境調査によると、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、参加国平均38.3時間を大きく上回る参加国最長の53.9時間で、このうち教員が授業の指導に回ったと回答した時間は、参加国平均の同程度です。一方、課外活動の指導時間が特に長く、参加国平均2.1時間に対し7.7時間という結果が出ました。

このように、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国最長であり、正規の勤務時間が42時間30分に対して、過労死ラインと言われる週当たりの在校時間が60時間を超える教員は、小学校で37.4%、中学校で68.2%という長時間労働の実態が明らかになりました。

そのような状況下で、長時間労働の一因である部活動を改善する、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインがスポーツ庁より出されました。これは部活動の休養日を今まで以上に設けることや外部指導員、新たに制度化された部活動指導員を部活動に採用することで、教員の部活動による負担を減らしていこうというものです。

外部指導員を導入することは、生徒にとって質の高い部活動を展開する機会を与えることができ、また、地域のすぐれた人材を採用することで地域に密着した学校部活動を行うことができるなど、多くのメリットが存在すると考えています。

まず、1点目に、外部講師やボランティアの配置は部活動の活性化だけではなく、教員の負担軽減にもつながりますが、積極的に採用し、生徒の部活動の選択肢をふやしてはどうか、2点目に、木曾岬中学校の部活動のあり方に関する方針は、国と三重県が定めたガイドラインに沿ったものになっているか、3点目に、当町の定めた方針について、生徒、保護者、顧問の声はどうかをお聞きいたします。

○議長（伊藤律雄君） 1 番議席、鎌田鷹介君の質問に対し、教育長、御答弁を願います。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） それでは、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインについての質問に対して御答弁を申し上げます。

議員御案内のように、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインは、平成30年3月にスポーツ庁が策定したものでございまして、学校の運動部活動改革に向けた具体的な取り組みについて示すものであると理解しております。

当ガイドラインは、教員の運動部活動へのかかわり方や、学校と地域が協働した形で地域におけるスポーツ環境整備に言及するなど、近年の運動部活動を取り巻く諸課題について触れられていることも特色の1つであると捉えております。

そこで、1つ目の御質問ですが、外部講師やボランティアの配置は部活動の活性化だけでなく教員の負担軽減にもつながるが、積極的に採用し、生徒の部活動の選択肢をふやしてはどうかについてでございますが、議員御案内のように、これまでも木曾岬町としては平成9年度ぐらいから部活動の技術指導員は町単独で配置させていただいて、学校のクラブ運営の支援をしてまいりました。

これは、学校の教員というのは教科配当、国語とか数学とか理科とかという、きちっと教科が仕組まれるように、どんな免許を持っているかによって教員の配当がなされてきます。そんな中で、学校としては部活動は幾つかありますけれども、それぞれの教員がその部活動に経験があったり、指導に精通したりということはなかなか難しいので、学校としては苦慮するわけです。そういうようなことで、木曾岬町としては、これまで主には柔道については指導者がなかなか免許と一致せずに配当されてこなかったという経緯がありまして、町単独でやってまいりました。

県のほうとしても、そういうような状況について要望を上げていく中で、平成27年度からは運動部活動指導の工夫・改善支援事業というのを立ち上げました。その事業を木曾岬町としては受けながら積極的に外部指導員を活用して、指導方法や指導体制の改善を図ってきているというのが現状です。

さらに突っ込んで言うならば、技術指導だけでとどめるのではなくて、今、議員さんがおっしゃったように、完全に顧問として位置づけて、例えば引率をしたり、あるいは練習計画を立てたり、総合的に子どもの相談に乗ったりとかという、全く学校の顧問がやるような、肩がわりをするようなことを国としてはそういう人が見つければ支援していきましようというんですけれども、この辺のところ、木曾岬でも人選をしているんですけれども、なかなか難しいような状況であります。今は単なる技術指導をお願いしているということになります。

専門的な技術指導を仰ぐことで、競技力の向上はもちろん、生徒が主体的に運動部活動

に臨む姿が見られるなど成果は得られております。また、そのことによって教員の負担軽減につながっているということは言うまでもございません。

しかしながら、現在の外部指導員の役割は、先ほども申しましたけれども、学校の方針に沿って技術指導の一翼を担っていただくことを基本としていますので、運動部活動中のけがや事故に備えまして教員、顧問との連携は十分やっていくことは不可欠でございます。

加えまして、今後の生徒数の減少は教員の定数にも影響してくることでございますので、選択肢をふやすということよりも、設置する運動部活動の数の適正化を図っていくことが木曾岬町としては現状の大きな問題であると捉えております。

今後は、生徒が運動部活動を行う機会が失われることのないように、複数の学校による合同チームの積極的な活用や、総合的地域スポーツクラブとの連携のあり方を研究してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の御質問ですが、木曾岬中学校の部活動のあり方に関する方針は、国と三重県の定めたガイドラインに沿ったものになっているのかについてでございますが、スポーツ庁の運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン並びに三重県教育委員会の三重県部活動ガイドラインの策定にあわせまして、昨年度、桑名郡市部活動ガイドライン改訂委員会を開催し、現行ガイドラインの見直しを図ってまいりました。

これを受けまして、木曾岬町部活動運営方針を策定させていただきましたので、木曾岬中学校の部活動指導方針につきましても、国や三重県の内容を踏まえたものとなっております。

最後に3点目ですが、当町の定めた方針について、生徒、保護者、顧問の声はどうかについてでございますが、木曾岬町部活動運営方針では、部活動の意義、本町が目指す部活動の姿、また、策定の趣旨などを丁寧に説明させていただいております。また、生徒や教員の生活の負担にも配慮したものとなっておりますので、これまでに御批判の声はいただいておりません。おおむね好意的に捉えていただいているのではないかと考えております。

以上のことを申し上げ、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインについての御質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤律雄君） 1番議席、鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 国がガイドラインを定めたことによって活動時間や休養日などが従来とは大きく変わった点が多いと思うんですけれども、先ほど技術面ではいろいろ連携を図っているというふうに御答弁いただいたんですが、各部活動の時間面や休養日などの管理体制は万全にちゃんと行われているのかどうかをお聞きいたします。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） 再質問については担当課長のほうから御答弁いたします。

○教育課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） まず、木曾岬町のガイドラインでございます。

ガイドラインの中には、1週間のうちどれだけ部活をやるか、また、それが何時間かということは定めております。具体的でいいますと、1週間のうち2日は部活動の休養日を設けると。また、その2日の中では土日1日を休みなさいということになってございます。また、時間については、平日は2時間程度、休日は4時間程度ということで、ガイドラインの中には示されております。

この中で部活は基本的にやってもらうこととなりますが、どうしても試合の前、特に中体連というような大きな大会の前には部活動を、試合も入ってきますので、そのようなときにはこれに沿ったものでないときもありますが、できるだけ休養がとれないときには振りかえて、自主に休むとかということを徹底させていただいておるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） ありがとうございます。

以上で、私からの質問、終わらせていただきます。

○議長（伊藤律雄君） 続きまして、8番議席、中川和子君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 皆さん、おはようございます。

今年度第3回の定例会に通告した一般質問をさせていただきます。

まず、関東地方に上陸した台風15号で被災された、特に千葉県の皆さんにお見舞いを申し上げます。初動体制のおくれが指摘される中、国、東電には総力を挙げていただき、一刻も早い復旧を望みます。

さて、今回1つ目の質問事項については、先般の議会運営委員会で町長から去年もやったやないかという指摘を受けましたが、昨年は質問と答弁がかみ合わずに終わったことを私としては反省しておりますので、今回再び取り上げさせていただきました。

では、入らせていただきます。

表現の自由について。

ことしの夏、あいちトリエンナーレ展の企画の1つ、「表現の不自由展・その後」が開始後わずか3日間で開催中止に追い込まれました。日本だけでなく、世界にまで日本での表現の自由のあり方が問われているところです。

昨年の夏、当町での原爆パネル展示にあわせた紙芝居『はだしのゲン』上演に関して、教育委員会としては内容を見て判断し、上演の許可はできないとされました。しかし、これは憲法第21条第2項で禁じている検閲に当たるのではないのでしょうか。

2点目ですが、確かに『はだしのゲン』の漫画は図書館にも学校にも配置をされています。それゆえ、特定の書籍の排除ではないので、表現の自由の侵害には当たらないとの昨年の答弁でありました。しかし、漫画はよくて紙芝居はだめというのでは、納得ができません。紙芝居演者の表現の自由、紙芝居を見る見ないの自由は保障されないのでしょうか。

3点目です。

昨年、教育長が紙芝居『はだしのゲン』は原爆による被害の描写が過激であり、物事を総合的に捉え判断する力がまだ十分でない子どもにとって過激な描写だけが印象に残るなど、与える影響が大きいのでふさわしくないと考え、紙芝居上演を不許可としたと答弁されました。しかしながら、それは児童の権利に関する条約に照らした上でのことでしょうか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席の中川和子君の質問に対し、教育長、御答弁を願います。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） 8番議席、中川和子議員の表現の自由についての御質問に対して答弁を申し上げます。

1つ目の紙芝居『はだしのゲン』が上演不許可になったことは憲法第21条第2項で禁じられている検閲に当たるのではないかという御質問につきましては、昨年9月にも御同様な御質問をいただきまして御答弁を申し上げたとおり、『はだしのゲン』は原爆による被害の描写が過激であり、子どもたちが上演後に思いもよらない描写場面に遭遇したときに過剰に恐怖心を煽ることにもなりかねません。仮にそのような状況になった場合に、その後の成長過程に大きな影響を与えることが十分予想されることから、図書館での上演に際しては慎重に判断せざるを得なかったと考えております。

上演不許可に至った経緯を御理解いただくとともに、あくまでも子どもたちへ与える影響に最大限配慮した措置でございますので、憲法第21条の表現の自由の侵害や検閲に当たるとは考えておりません。

2つ目の紙芝居演者の表現の自由と紙芝居を見る見ないの自由の保障についての御質問につきましては、『はだしのゲン』という作品の紙芝居による上演不許可の理由につきま

しては、先ほど申し上げたとおりでございます。したがって、紙芝居演者の表現の自由、紙芝居を見る見ないの自由は十分に保障しつつも、今後も子ども目線で見るときに紙芝居の作品としてふさわしいかどうかの判断は必要になってくると考えております。

3つ目の紙芝居『はだしのゲン』の上演にかかわる判断は、児童の権利に関する条約に照らした上でのことでしょうかの御質問につきましては、これまで申し上げてきたとおり、紙芝居として上演することによる子どもたちへ与える影響を最大限に配慮したものでありますので、議員御案内の児童の権利に関する条約の4つの原則のうち子どもにとって最もよいことを第一に考えさせていただいたということでございます。

以上のことを申し上げ、表現の自由の御質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 昨年と同様の答弁しかいただけないのが少し残念ですが、私は、去年は憲法第21条1項のところだけを申し上げて、2項の検閲のところには触れておりませんので、検閲に関してはどのように考えておられるのかを答弁いただきたいと思えます。

それから、昨年の場合、私が『はだしのゲン』の紙芝居をやりたいと申し上げてから、その返事をいただけるまでかなりの期間を要しました。なぜそんなに期間があったのかとお聞きしましたところ、町長決裁まで行ったということでした。この件に関してですが、町長決裁にはいろんな事項があるのですが、どこの事項に当たるのでしょうか。

それから、教育委員会というのは行政から独立した機関だと私は考えていますが、町長決裁まで行った理由を教えてくださいたいと思えます。

それから、図書館でやるものに関しては管理者が決めるということがありますが、それが内規にあるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） ただいまの4点にかかわっての再質問ですが、担当課長のほうから御答弁をさせていただきます。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） まずは、憲法の第2項の検閲の部分でございます。

検閲の部分につきましても、私どもも専門家に確認をさせていただいております。紙芝居『はだしのゲン』につきましては、各所で上演させておる、また、書籍も販売されているということですので、検閲には当たらないということでございます。

その上で、今回、図書館で上演するということですので、公共の場でもあり、偶来館した子どもたちに不快を与えるようなことがあれば教育上についても問題があるというこ

とで、今回は配慮をさせていただきまして、不許可ということでさせていただいておりますので、御了承願います。

2点目ですが、『はだしのゲン』、町長決裁まで行ったがというようなことでもございました。上演をするかしないかにつきましては、教育委員会のほうで決定させていただいております。しかしながら、1つの公共施設の中でそういったことをやっていくやらないということの判断を町長まで報告したというようなことだったと認識しております。

3点目、管理者が許可をするような内容がどこに書かれているかということでございますが、内容につきましては、木曾岬町の町立図書館の設置及び管理に関する条例の中の第7条に入館の制限というのがございます。その中の6号の中で、その他、管理上必要があると認められるものにつきましては館長が判断することになっておりますので、この点についても館長の判断でということでございます。

以上、3点だったと思いましたが。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） 先ほど再質問4点ということで、私、申しましたけれども、3点でございますので、失礼しました。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 検閲の捉え方が私と教育委員会のほうで違うので、第1項の表現の自由は、これを不当に侵害してはならないの捉え方も、去年も違うなと感じたんですが、今回も検閲の捉え方が非常に違うのではないかなど。事前に内容を把握して、それで判断するというのは私は検閲に当たると思うんですが、先ほど専門家に聞いて、各地でも上演させているので検閲には当たらないという御答弁でしたが、専門家とはどのような方をおっしゃるのか。

各地で上演させているのに、うちの場合は小さな子どもたちが偶然見るかもしれないのでやることはできないと、公共施設でやるときにはこういう判断をしたということは、町内の公共施設では今後、図書館は小さなお子さんがいらっしゃるかもしれないのでできないかもしれないということなんですけれども、じゃ、木曾岬町の公共施設でも今後『はだしのゲン』はやらせてはいただけないということですか。

○教育課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） 再質問3点かと思われま。

まず、専門家の話ですが、専門家とは弁護士の方にも検閲についての解釈を、私どもの

考えている解釈で正しいかというような確認をさせていただいておるところでございます。

2 件目、各地でということでございますが、一般的に『はだしのゲン』の紙芝居は上演されているものということで私どもも認識しておりますので、各地でやられていると。今回につきましては、図書館という特殊なところ、特にうちのような小さい図書館でやるのには少し御遠慮いただいたと、許可できないというような判断をしたところでございます。

3 点目、公共施設ではできるかということですが、今回は図書館ということに限って上演不許可ということをさせていただきました。それぞれ木曾岬町が持っております公共施設でやる場合につきましては、管理者がその都度考えるということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8 番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8 番（中川和子君） 図書館、小学校、中学校にも、漫画が配置をされております。先ほどの質問や答弁と重なるかもしれませんが、漫画の本は置いてあるので表現の自由の侵害には当たらない、なぜ漫画はよくて紙芝居はだめなのか。漫画を全10巻読んでいただくとわかりますが、非常に政治色の濃いものになっていて、いつかは図書館の開架から閉架に移されるような事件、事故とか、そういうのも起こりました。

しかし、ここでは図書館、それから、小学校、中学校にも置かれています。紙芝居に関しても、たまたまこの図書館にはありませんが、他の図書館には、愛知県図書館は数年前に行ったときには開架に置いてありました。ほかの図書館は古いという理由で閉架に置かれているところが多いです。

そういうことも踏まえまして、再度確認いたしますが、紙芝居演者の表現の自由、それから、紙芝居を見る見ないの自由は保障されるかどうかということをお聞きしたいと思います。

子どもの目から見て最大限ふさわしいかどうかで判断をしたと言いますが、本当にそれが子ども目線になっているのかどうか。それは大人の判断だけではなくて、やってみないとわからないということもあると思うんですが、いかがでしょうか。

それと、うちの図書館は小さい図書館ですので、小さい子どもたちにお話をするお話の部屋はあるんですが、もっと大きいところだと大人向けの公演ができたり、大人向けのものをできる場所があるんですが、当町にはないので、ぜひほかの図書館以外のところでも今後積極的にやっていく方向で考えていただきたいと思えます。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君に申し上げます。

答弁、要りますか。

○8 番（中川和子君） お願いします。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） 表現の自由の確保という場面かと思います。

今回は図書館での紙芝居の上演については、小さい子どもたちに十分配慮した形で上演の不許可という形になっております。図書館での上演は不許可というところだけでございます。紙芝居全てを不許可にしたわけではございません。そのことから、表現の自由につきましては確保されているということで認識しております。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、御理解できましたか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 議長から、今、理解できたかと言われましたが、なかなか理解にも苦しむところであります。

それで、3点目の子どもにとってふさわしくない、これ、子どものというか、児童の権利に関する条約にかかわって質問させていただきますが、第13条では、子どもに「表現の自由についての権利」と「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由」を保障しています。同条第2項は、この保障が除外されるのは法律の定め、かつ、次の目的に必要とされるものに限るとして、「他の者の権利又は信用の尊重」、「国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」としています。このことに関して本件が除外要件に該当しているとお考えでしょうか。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） 子どもの権利条約第13条には表現の自由がうたわれております。

しかしながら、権利条約の中には、第3条に特に子どもにとって最もよいことを大人はしなきゃいけないということが書かれてございます。紙芝居、見る方もいれば、見たくない子どもも中にはいると思います。そういう子どもたちをいかに私たちが守ってやるかというところが大人の責任であるということで考えておりますので、子どもの権利条約に掲げましては、第3条の子どもにとって最もよいことを今回は考えたことによるものでございますので、御了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 子どもにとっての最善の利益は何なのかという、ここであえて議論はしませんが、紙芝居『はだしのゲン』を見せないことが子どもにとって最もよいことで守ることという答弁には納得できません。

それから、当町の第3次子ども読書活動推進計画の中に、地域における子ども読書の現

状、こども園、それから小学校ではそれなりの取り組みがされておりますが、中学生、高校生の貸し出し冊数が少ないと。図書館の利活用で、中高生に成長してからの読書習慣の定着につなげていく課題が挙げられております。

私としては、紙芝居『はだしのゲン』は……。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、質問以外でございますので、通告します。

○8番（中川和子君） いいえ、これは関連しているんですけど。

○議長（伊藤律雄君） 関連じゃないです。

○8番（中川和子君） 関連です。

○議長（伊藤律雄君） 議長命令です。

○8番（中川和子君） なぜそこで笑うんですか、町長が。

2013年から始めた紙芝居『はだしのゲン』全5巻一挙上演もことしの夏で30回を迎えました。恒例の愛知サマーセミナーでは、中学1年生の男子が漫画よりおもしろかったと言ってくれました。そういう言葉を支えに、これからも活動していきたいし、こちらでもやらせていただきたいと考えております。

紙芝居は、日本独自の文化であり、演劇同様、非日常空間を子どもたちが生き、想像力の翼を広げるのに格好のものだと考えております。また、平和というものを次世代に伝えていく大きな手段であるとも考えております。

表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の中でも最も重く扱われるものと定義されています。そして、第12条にある「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」とあるとおり、これからも認めていただける努力を重ねていくことを申し上げ、次の質問に移ります。

次の質問ですが、表題が旧南部幼稚園・保育園跡地となっておりますが、跡地を消していただいてよろしいでしょうか。議会運営委員会のときに御指摘いただいてそのまま残ってしまったようなので、よろしく願いいたします。

では、2つ目の質問です。

旧南部幼稚園・保育園の施設改修にかかわってです。

当町には、未就園児のための子育てサロンが福祉教育センターに開設されていますが、他の催しと場所を共有しているため、十分な活動が保障されていません。また、こども園の幼稚園に該当する子どもさんたち、平日は午後2時の降園以降、夏休み期間など、上の子どもさんがいると使いにくいというようなこと、行くところがなく、仕方なく町外に出ざるを得ないということも保護者の方からお聞きしています。

7月の議員全員協議会で旧南部幼稚園・保育園施設の改修計画が出されてきましたが、上記のようなことも鑑み、ぜひ子どもの居場所づくりもあわせた改修計画を取り入れていただきたいと考えますが、いかがでしょうか、当局の見解を求めます。

○議長（伊藤律雄君） 1番議席、中川和子君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの中川議員 2 点目の旧南部幼稚園・保育園の施設改修についての御質問に対して御答弁を申し上げますが、先ほど中川議員通告の題目が保育園跡地となっておるのを省くと、取るとおっしゃって、施設改修にかかわってとたしか御発言をいただきましたが、議運の場においては施設改修についてと訂正されたと受けとめておりますので、申し上げておきたいと思えます。

それでは、御答弁を申し上げます。

未就園児の子育て支援の一環で、事業実施をいたしております子育てサロンの開設状況でございますが、月曜日は午前と午後、火曜日から金曜日は午前中に実施しております、子どもの安全性及び保護者の安心感を考慮いたしまして、福祉教育センター集会室全体を使用しております。

幼稚園児の降園後の過ごし方につきましては、月曜日は保護者と同伴を条件に、子育てサロンを利用することは可能であり、夏休み期間中は、こども園において一定の期間で夏期預かり保育を実施いたしております。

旧南部幼稚園・保育園の改修計画につきましては、本年の 7 月 25 日に開催いただきました町議会全員協議会で報告させていただいたとおり、有効な施設利用の協議を重ねてまいりまして、地域福祉の充実及び強化を目的に、町民が集える地域交流施設を新たに事業展開する方針を固めているところございまして、町民のライフスタイルの多様化によるさまざまなニーズを踏まえた、多くの世代の方々が気軽に、そして、安心して過ごしていただけるような環境づくりを計画いたしておりますので、御理解のほどを賜りますようよろしくお願い申し上げ、中川議員の旧南部幼稚園・保育園の施設改修についての御質問に対する御答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8 番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8 番（中川和子君） 福祉教育センターの子育てサロンですが、月曜日は一日、火曜日から金曜は午前、それから幼稚園の夏期預かり、それはもちろん承知しておりますし、保護者の方も承知をしていらっしゃる上で、私は直接サロンにいらっしゃるお母さん方からこのような声をお聞きしました。

なので、子育てサロンのあり方について、今後どうしていくのかという答弁をいただいていないのでお願いしたいんですが、旧南部幼稚園・保育園の改修にかかわっては、図面にもあるんですが、地域交流室と多目的室があるんですが、説明で伺ったところでは大人のみの方の使用なのかなって、私の勘違いであれば教えていただきたいと思うんですが、幼稚園・保育園の跡地なので遊具もまだあると思えますし、園庭、砂場も使用可なので、

子どもさんと親御さんがそこを使用するには適した施設だと思いますし、うちは児童館がありません。児童館があると18歳未満の子どもたちもこういうところに来られて、青少年の育成の場ができるのではないかと思います。

ですので、社会福祉施設の改修となっているので、児童センターの機能をあわせ持ったものもできないでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） 答弁をお願いします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 中川議員の再質問でございますが、それぞれ具体的な御質問、御発言がございましたけれども、基本的には先ほど申しましたように、去る7月の全員協議会において具体的な計画内容についても説明をさせていただいたと認識しておりますが、それぞれの質問に対して、福祉健康課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、子育てサロンの今後の運営の内容についてなんですけど、子育てサロンの内容としましては、子育ての悩みや不安に対応するためにお母さんと保護者等に、そういうような支援体制を充実させるために子育てサロンというのは実施のほうをされております。

今は集会室全体を月曜日は一日、火曜日から金曜日は午前中という形で実施しておるわけなんですけど、今は継続的に保護者の方も利用していただいている中で、やはりいろいろ子育ての悩みとかそういうことを常駐している保育士のほうにも相談しながら事業のほうを実施しておりますので、今後も引き続き、集会室のほうで子育てサロンは継続的に続けていく必要があると考えております。

次に、南部幼稚園・保育園のほうの施設のことなんですけど、今言われたとおり、遊具は確かにもともと南部幼稚園・保育園でしたので遊具があります。今後、社会福祉施設として利用していくに当たっても、今の計画では、この遊具は残した形での利用を考えております。

改修につきまして、7月25日の議会の全員協議会のほうでも説明したとおり、多世代、高齢者に限らず多くの世代、全ての方が気軽に集える・過ごせる場所を提供するということでの施設の改修計画を進めておりますので、もちろん高齢者だけではなくて、児童生徒の方も気軽に過ごしていただけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 子ども世代から高齢者世代まで、交流拠点施設と考えてよろしいんでしょうかね。その中で、児童センターのような機能もあわせ持つと理解してよろしいでしょうか。

それから、当町では公共施設の長寿命化計画がつくられておりますが、中部より南部のほうは若干新しい施設とはなっておりますけれども、町の公共施設長寿命化計画ですと、あと数年で大規模改修が要るというようなことになっておるとは思うんですが、その関係で今回の施設改修と大規模改修についての関連性を教えてください。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 長寿命化の計画のほうは確かに計画として策定はしておりますが、今回、中部との統合もあわせた形での施設は、南部の施設が空き施設ということもありまして、今まで施設の改修計画の協議を重ねてきました。

そういう中で、今回、社会福祉協議会が移転してデイサービスの事業と、あと、地域交流の場を設けた形で改修するということの計画で協議を進めてきましたので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） ですので、町の公共施設の長寿命化計画を踏まえての改修と考えてよろしいですか。それですと、大規模改修になるのでそれなりの予算もつけなければいけませんし、そういう方向で見なければよろしいですか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 長寿命化の計画も踏まえた上での改修を今進めている状況ですので、そのあたりも含めて改修の工事の計画をしております。

○議長（伊藤律雄君） よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） もう一点だけ確認ですが、多世代交流ということで、児童館がないんですが、児童センター機能もあわせ持つということとか、最後に確認したいと思うんですが。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 児童センターという位置づけは特にしておりませんが、

地域交流の施設として位置づけをしておりますので、児童生徒も集える場所として自由に過ごしていただくということをコンセプトに施設改修をしておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 南部に保育園・幼稚園がなくなって、拠点施設ができるのは大変いいことですので、町民の皆さんが本当に集える場所に、それこそ字のごとく、子どもから高齢者まで集える場所になっていくための改修が進んでいくことを希望しまして、一般質問を終わります。

○議長（伊藤律雄君） 一般質問が続いておりますが、ここで暫時休憩をします。時間は10時20分より開会いたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時 5分休憩

午前10時20分再開

○議長（伊藤律雄君） 休憩を解き、一般質問を行います。

○教育課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） 先ほど鎌田鷹介議員の一般質問、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインの中の再質問の答弁の中で、私のほうから平日の活動時間、2時間程度、休日4時間程度ということで答弁させていただきましたが、正しくは、平日は2時間以内、休日は3時間以内ということになっておりますので、訂正をさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（伊藤律雄君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。ありがとうございます。

引き続き、2番議席、伊藤厚紀君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○2番（伊藤厚紀君） 議長、2番。

○議長（伊藤律雄君） 2番議席、伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 皆様方、おはようございます。

随分空が高くなって、やっとな秋らしくなってきました。

それでは、通告書に基づき、質問をさせていただきます。

拠点整備事業基本構想についてですけれども、第5次総合計画の観光、集客のための環境整備の報告が先日ありましたが、まず、そのような施設はつくるのか、つくっていくのか、もうつからないのかということをお伺いしたいということと、採算が合って計画達成の目的に向かっていくための代替案みたいなものというのがあるのかどうか。また、従来の道の駅のような道の駅単体ではなくて、ほかの商業施設の併設をするといったような、

そういう道を模索するような努力をしたのかということと、調査費を使って今までどおりものをつくりますという話であれば、赤字になるのはわかっていることではないでしょうか。このことについて、回答をお願いします。

○議長（伊藤律雄君） 2番議席、伊藤厚紀君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの2番議席、伊藤厚紀議員の拠点整備事業基本構想についての質問に対し、御答弁を申し上げます。

町の拠点整備事業基本構想につきましては、第5次の総合計画に掲げる観光・集客交流のための環境整備及び町総合戦略に位置づける商業・観光・拠点整備事業の施策を具現化するために昨年度に実施した業務でございまして、この結果につきましては、去る7月25日に開催されました町議会全員協議会で報告をさせていただいたところでございます。

この業務では、町の地域特性や課題から、当町における道の駅の規模や導入機能、運営手法などを検証した上で、全国にある主要な道の駅の運営事業者に対し、民間事業者の参入の可能性について、市場調査も実施いたしましたところでございます。

この調査は、全国で道の駅を運営する代表的な運営事業者の中から当町で検討する運営規模と同等程度で操業されている10社に対して、当町における市場性、採算性、事業手法、参入の可能性について調査したものでございまして、参入可能な条件などが提示された4社の回答をもとにまとめたものでございまして、単にトイレや情報提供施設だけの施設ではなく、集客の見込める商業施設も併用した上で、操業に対する回答でございます。

この回答では、土地買収から施設整備、そして、維持管理、運営までの全てを事業者側で行う回答はありませんでした。可能性があるとしても、年間50万人以上の集客数を確保することが前提条件でございまして、施設整備までを町が負担し、維持管理、運営を事業者側が負担するというものでございます。この場合の町の負担は、初期投資で概算約3億円余りとなり、さらに、将来の回収費用の負担も生ずる可能性もあるというものでございました。

この調査結果から、民間の参入を前提とした場合でも、年間50万人以上の集客数を確保するだけの商品開発や初期投資費用、将来の修繕費用、そして、回収費用などの負担を勘案いたしました場合、現時点では、当町への財政負担が大きいと考え、実施の段階を検討するという報告をさせていただいた次第でございます。

町といたしましては、商業観光拠点整備事業の施策を実施するためにも、今後の集客効果の期待できる商品開発や市場の情報収集、そして、運営事業者の発掘に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上のことを申し上げ、伊藤厚紀議員の拠点整備事業基本構想についての御質問に対する御答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤厚紀君、よろしいですか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 2番議席、伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） いわゆるスーパーであるとかドラッグストア併設というような形、激安スーパーを呼び込んで、その一角にこういった機能を持たせるとか、そういった方向とか、そういったものは検討されたのでしょうか。また、この調査はいつごろされたのでしょうか。お答えいただいていますけれども、計画はもっと先からあったという認識でおりますが、なぜ今ごろ調査をされたのでしょうか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 伊藤厚紀議員の再質問、それぞれ御質問をいただきましたが、基本的なことは先ほど本答弁で申し上げましたし、そして、また、全協の中でも説明をさせていただいたと承知いたしておりますが、具体的に個々の質問に対して、総務政策課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 再質問いただきました、まず、1点目のスーパーやドラッグストアなどを併設した機能を持たせたような道の駅などは検討したのかということですが、まず、今回、昨年度に行いました基本構想業務の市場調査、全国で道の駅を展開します代表運営事業者、いわゆる東京、さらには北海道など、いろいろなところで展開をされておるグループ企業、運営事業者さんのほうへ10社に対して調査を行ったものでございます。

この調査を行っておる道の駅の中には、それぞれの中で成功事例としての運営を操業されておる方々でございまして、もちろん中には場所によってはスーパーであったりとか、コンビニとかも併設しながら成功されておる事例もある事業者さんでもございます。

そういった点を含めまして、アンケートを10社にお願いして、回答をいただきました4社の方のアンケート結果をもとにして、先般7月の全協において、その調査結果をまとめたものを報告させていただきました。

報告内容は本答弁にありましたので、割愛させていただきます。

そして、2点目のこの計画自身は昨年ではない、もっと前の段階からあったのではないかと、なぜ今ごろになって市場調査をとということでございますが、議員も御承知のとおり、この計画自身は第5次総合計画の当初から集客施設の施策というのを盛り込ませていただいております、その後、議員の方とも県内、そして、県外の道の駅も具体的には視察いただきました。

そして、町内においても各農業経営者の方々、そして、漁業の経営者の方々、そして、

商工会の方々も含めて6次化への勉強会もずっと毎年続けてきたところでは、そして、新たな商業施設の食品開発、いわゆる6次化も含めた中で展開していかなければ、これら新しい道の駅という中の集客が生まれないということは、各県内・県外の道の駅の視察をいただいた中でも、皆様も認識していただいたと思います。

したがって、私どもといたしましては、町内の中でまず御自分たちがみずからやろうという方の公募というか、御期待に添える方が見えなかったものですから、昨年度の段階で、全国で展開される運営事業者の方に対するアンケートを実施して、その結果をまとめたものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤厚紀君、よろしいですか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 全国展開をされている10社さんにお伺いして、4社から回答いただいたということですが、その10社というのは道の駅を運営されている会社でよろしいでしょうか。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 私どものこの調査については、道の駅を主体として運営されている事業者さんとしての10社をお願いさせていただきました。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） そうではなくて、道の駅単体というものではなくて、もう少し違った視点で、例えばスーパー併設で、町の情報発信ができたり、地産地消ができたり、そういった小さな建物でも結構ですし、コーナーをつくってもらおうとか、そういったのも結構かと思います。いわゆるそういうものを模索されたということはないというふうに理解してよろしいでしょうか。あくまで道の駅にこだわってされるのか。これ、例えば民間企業であれば、道の駅はこうこうこうでだめでしたと上司に言ったら、じゃ、採算が合うため、利益を生むためには、民間企業は利益追求型なので、どうやったらできるんだというふうに返ってきます。そういった案の模索というのはされたのでしょうか。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 本答弁にもありましたが、私どもが今回調査しておる道の駅としての基本構想業務なんですけれども、そもそも道の駅というのは、議員がどのようなイメージをされておるかわかりませんが、今は国のほうで進める道の駅、これを見に行ってもらおうとしますと、単なる駐車場とトイレと、それから情報発信装置をつければいいというものではなしに、つけようとする集客効果が集まる商業施設を具体的なものとして展開しなければ、道の駅というものは認可がおりないという状況でございます。

商業施設というのは多岐にわたります。ですから、今おっしゃったようなドラッグストアをされておるところがございますし、または普通のスーパーの入っておるところもございますし、コンビニを併設しながら24時間の操業を可能とおる場所もございます。ですので、集客施設はこれでなければならないというようなこだわるものはございません。国のほうでもあらゆる集客施設というのはそういう商業施設に限ったことでございますし、また、その中でやはり人を呼び込もうとすれば、それぞれのやっぱり呼び込むだけのものの魅力のある商品づくりというものがないことには、なかなか、年間50万人もの集客を達成するようなことというのはできてこないのが事実です。

ですので、単なる今町内にございますような産直施設などをそこに建てるだけでは、なかなか50万人の集客力を集めるのは難しいと思いますので、今後、お話もさせていただきましたように、決して断念するんじゃないし、新たな商品開発を進めるとともに、そういったスーパーであったりとか、ドラッグストアであったりとか、そういったものもみずからやりたいと言われるような方をこれからもいろいろと情報収集しながら、ターゲットを絞っていきながら、そういったことが整った段階では、この構想業務のもっとさらに実施の段階で進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤厚紀君、よろしいですか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 道の駅という形に随分こだわっておられるような印象を受けるんですけど、魅力ある商品とかというのは、町独自のものという、いろんなものがありますよね。お米だ、トマトだ、野菜だというのはあると思うんですけども、ほかにもいろいろ情報発信ができて、お客さんが集まってというような形であれば、大々的な道の駅というものじゃなくても、それこそ本当にスーパーやドラッグストア、大きな店舗に土地は町が購入して、あとはこういう土地があるんですけど、そういったものに利用できないのでしょうかという、探すといったようなことを今後もされていくのかどうか。

道の駅というのは検討で道の駅単体という話は無理だと思いますが、そういった形、いわゆる補助をもらって道の駅というのはもう採算が合わないというような形の報告だったというふうに感じておりますが、例えば町単体で土地を取得して、こういった場所があるんですけどということで企業誘致をして、そこに木曾岬の情報発信をしていくというようなことは考えていないのでしょうか。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 道の駅に決してこだわっておるわけじゃなく、道の駅は、やはりこういった商業施設を計画しようとする、やっぱりかなりの集客を集めないかんということになってきたときに、やはり沿道の交通量が多いところでの計画が一番望まし

いのではないかと。そのときに用地の確保であったりとか、施設の対象と駐車場の確保をするについても、国の補助を活用いただこうと思うと道の駅という名前をつける事業というのは非常にメリットがあるということ。あえてそこにこだわっておるわけではございませんが、そういうことに対して、今1点お話をさせてもらいましたのが、そういう集客力があつた中での調査を行った後の結果です。

今、議員おっしゃるように道の駅にこだわらなくても、では、町内の中でどこか土地をとる話の中は、既に私ども、平成21年に町内の中にスーパータチヤさんという企業さんを誘致させていただいております。この中にも、御存じであるかと思いますが、町内の誘致する条件の中で、産直施設を置いていただくということで、産直施設のコーナーも併設いただきながら今でも操業していただいております。

非常にこのことは私が申し上げるまでもなく、町内に限らず町外からも集客を集めておりまして、聞いた話では、タチヤの中でも、県内、県外を含めて今14店舗で展開されておるんですが、この中盤ぐらいまでの売り上げまで伸ばしてきておるといような状況です。

したがいまして、道の駅とは違って、そういったような商業施設をまた新たに展開ができないかということも含めて、こういったことについては、タチヤさんは今ここで操業されて、これから先また頑張ろうという意思表示も伺っておりますので、それ以外の方で新たな企業展開ができるような方があれば、それはまた今後いろいろなことでできるということ、また、できる場所において一緒に計画を模索していきたいと考えています。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤厚紀君、よろしいですか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） そうですね。タチヤさん、非常に好評で、土日なんかにもあそこら辺が渋滞するような事態になっているぐらいお客さんが来ているような印象になります。

そういった企業に来てもらったり、移転してもらったりとか、そういうような形で、これからも情報発信、こういったものがあります、ただし、地産地消の、それから木曾岬町の情報発信になるようなことをしてくださいという条件をつけて、これからも計画達成のために探し続けていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 私どもの総合計画に定める拠点づくりといいますのは、決して道の駅だけにこだわっておるものではございません。そういった面も踏まえて、町内のニーズに合わせた中で、企業さんもこれからも探究しながら計画を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤厚紀君、よろしいですか。御理解できましたか。

○2番（伊藤厚紀君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 重ねてのことになりますが、前回の報告というのは、できない理由づけのための報告というような印象でいます。わかりますか。こうだからやると赤字になりますのでできませんというような報告という印象がありますので、今後、そういったことを進めていくのであれば、先ほど総務政策課長が言われましたが、こうだったらこう、例えば民間委託でほかの企業に来てもらう場合とかいろんなパターン、先ほども申し上げましたが、企業ならこういう形でできません、それだけだったら怒られます、採算が合うためには何をするかというような、じゃ、もっと企画を出せよというふうに言われてしまいますので、また今後、そういったことをしていただきたいんですが、そういったことをしていく可能性はありますか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 先ほど来、伊藤厚紀議員さんから拠点整備事業にかかわるといいますか、道の駅ということでの議論があるようでございますが、道の駅そのものについてのきちっとした理解といいますか、確認をしていただきたいなと思っております。

私ども、当初から申し上げておりますように、道の駅というのは1つの国が進めておる事業に乗せればそれにこしたことはないということからなんです、要は町に新たにぎわいなり、活性化に向けた拠点をつくっていこうということが総合計画にも掲げておるとおりです。道の駅を1つとして、私どもが考えているようなことがそこにつくっていけないかということというふうに理解していただきたい。

ですから、今に始まったことじゃなしに、それこそ10年ぐらい前からですか、それぞれの町内の団体、農協さんもしかりです、商工会さんもしかりです、それから、生産農家の人たちもいろいろと呼びかけ、そして、産直の話やらございましたね。そういったことも勘案しながら皆さん方と勉強会をやったり検討会したりやってきましたけど、町内の皆さん方が主体となってやっていこうという、なかなかそういった気運はそこにつくり出すことができなかったということで、やってもらえるんだったら出すよという程度では、これは僕は成功しないだろうと思っております。こういった事業はやはり率先して自分たちでやっていこうという、そういった気運がまずあった上でのことだと思っております。それが1つ。

そして、今回調査をしてきたわけですが、厚紀議員おっしゃるように、いろんなことを組み合わせで考えられるものということです。全国でいろんな展開していただいております業者さんですから、当然、道の駅というのは先ほど課長が言いましたように限られています。それはそれでいいんですが、それ以外のものを何とかやっていただけるような事

業者がないだろうかということで調査をしてきたんですが、結局はやっぱり採算の問題だと思います。私どもは別にそれを理由に逃げるわけで、避けるわけでも、やめようとしておるわけでもございません。何とか木曾岬に新たな活性化につながるような、発信できるような拠点を整備していきたいなということで考えておるわけでございますから、これからもそういったことについての調査や、どういたしますか、活動は展開していきたいと思っております。

やはり皆さんも同じ思いだと思いますし、私自身もそういう思いを持っておりますので、もしそういったことについて積極的な情報提供がいただければ、また率先して当たっていききたいなと思っておりますので、ぜひ議員さん方もこういうことについての情報を共有しながら、もしいい形のものがあればということでございますが、いずれにしろ、繰り返しの話になりますけれども、今回の調査の中にも、先ほど報告させていただきましたけれども、土地買収から、施設整備から、維持管理、運営まで、全て事業者側で行うというような回答はまずなかったです。ですから、受け皿づくりをやっておいてどうでしょうかということでも、それでも町の負担は非常に大きいですよ。そして、それでも採算性がなかなか見出せないという業者側からの調査結果が出てきた、これでは今すぐやっついこうというにはまだ不十分だと。

だから、より可能性を求めてさらに調査や研究をしていきたいと思っておりますので、厚紀議員さんにももしいいお話があったら御提供いただいて、少しでも町民の皆さんに喜んでいただける、そして、また、町の活性化につながるような事業展開を考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（伊藤律雄君） 伊藤厚紀君に申し上げます。今の質問、よろしいですか。

伊藤厚紀君。

○2番（伊藤厚紀君） 質問は以上です。

○議長（伊藤律雄君） 続きまして、3番議席、加藤真人君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○3番（加藤真人君） 議長、3番。

○議長（伊藤律雄君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） それでは、一般質問の通告書に従いまして質問をさせていただきます。

農業対策についてということで、質問事項を出させていただきました。

近年、農業を取り巻く現状は大変厳しいものがあります。本町においても同様であります。農家の高齢化、後継者の減少、本町においても農家数も300戸を割っています。また、町内において施設園芸農家と稲作を中心とした兼業農家に二極化されているのが現状でございます。

施設園芸を営む農家の一部では後継者が育っているとされておりますが、また、逆に

高齢化によりリタイアをされている方もみえています。稲作農家においては高齢化とともに後継者不足が現状であり、水田管理ができないのが現状であり、現在、稲作農家においては、農用地利用集積制度と農地中間管理に委託している農家がふえているように思われます。

しかしながら、稲作農家においては、委託することにより農地の保全はできるものの収入自体の確保は得ることはできないのが現状であり、このような現状を見て後継者が育つとはとても思われません。中間管理、農地集積では、担い手業者さんの仕事はふえますけれども、農家にとっては土地保全という目的ではありますけれども、それによって生活の基盤がつくられるわけでもありません。

こういった今の稲作農家の現実というか現状を見て、今後どのように後継者に対し、また、高齢者に対し明るい話題を提供していかれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） 3番議席、加藤真人君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの3番議席、加藤真人議員の農業対策についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

農家の高齢化や後継者不足、さらには地域の混住化など、これらが影響いたしまして、集落機能の低下が進むことで、農地が持つ多面的機能の低下や耕作放棄地の増加などにつながり、農地維持に支障を生じることにもなっております。

当町では、農林業センサスによる平成17年度農家戸数353戸、農業人口606人、10年後の平成27年度では、農家戸数267戸、農業人口413人で、農家戸数では24%、農業人口では32%の減少となっております。農家は、付加価値の高い施設園芸農家と兼業農家に二極化されてきております。

こうした中、1つ目の御質問でございます。後継者不足、高齢化に対する今後の農業状況についての対策はについてでございますが、これにつきましては、地域の営農戦略として意欲のある若い後継者を中心といたしまして、平成28年及び29年度においてトマトの安定的な生産及び出荷販売額の増加を目標に定めた産地パワーアップ計画に基づきまして、高軒高ハウス施設やロックウール栽培など、効率的な生産体制の強化によりまして収益力の向上が図られておりまして、付加価値の高い施設園芸などを営む農家の一部で後継者が育ってきておると思っています。

今後とも、栽培技術の向上や新技術の導入などによりまして、安定的な生産、出荷及び販売額の増加を図るなど、新たな取り組みなど、国の制度改革の動向を踏まえながら農業経営を支援していきたいと考えております。

一方で、兼業農家で多い水稻、稲作については、農用地利用集積制度やら、あるいはまた、農地中間管理機構制度を活用いたしました担い手さんへの農地の集積・集約化を推進

し、農地利用の効率化や高度化の促進を図り、農業生産の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、2つ目の農家の所得向上が課題であるが、農地転用、有効利用に対する考え方についてでございますが、農業生産の基盤である農地は、多面的な機能を有しておりまして、将来にわたり限られた地域の貴重な資源でもございます。農地が無秩序に潰されて他の用途に供されることのないように適正な土地利用を図り、優良農地を確保することにより農業生産力を維持し、農業経営の向上や食料の安定供給の確保、さらには、美しい農村景観を保全し、後世に継承していきたいと考えております。

以上のことを申し上げ、加藤真人議員の農業対策についての御質問に対する御答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 農地保全とよく言われますけれども、現状、農地保全をするにも高齢者が多くなり、後継者がいない中で、保全すること自体が大変厳しいものだと思います。

そういう中で、生活を考えていく場合、やっぱり転用という有効利用をするような形を農家自身は考えていかないと生活の基盤ができてこないと思うのです。その辺のところ、どのような考えを持っておられますか。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君の再質問に御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 加藤真人議員さんの、後継者が少なくなっていく、そして、また、そういった中で農地の保全をどのようにされていくのかということだと思うんですが、私自身も非常に心配をいたしております。機会あるごとに関係機関、県庁だとか農林省だとか、そういったところでいろいろ議論させていただく中で、加藤議員がおっしゃるようなことについても、私自身も同じような考えを持っておりますが、やはり効率の高いといえますか、有効な農地については、基本的に中間管理機構にしるそれぞれの制度を活用して、大手の担い手さんたちに集約していただいてということが大きな1つの流れだと思います。

しかし、それ以外に残された効率の悪い農地はたくさんございますから、そういったところについて、特に私は心配をしております。そこをどのようにこれから活用していくかということですが、おかげさんと木曾岬町の場合、区画整理されて効率の悪い農地がほとんど、他の市町に比べればですよ、少ないと思っておりますだけに、ある程度のパーセンテージで担い手の人たちに耕作、管理をしていただけるだろうと思っております。

あとの非常に効率の悪いところについては、やはり真剣に行政としてもどういった活用をして農地を守るのか、あるいは違った形での保全ということも加えて、これは、ただ、地権者、農家の人たちの意向がやはり最優先でございますので、そこらの意向を踏まえて考えていかないかと思ひまして、これは、一方では行政も大きな課題でございますが、土地改良区、あるいはまた農業委員会、それぞれがそういったことについての考え方も連携といいますか、あわせながら対応していく必要があるな、私は、特に農家の皆さん、それから、その地域、集落の皆さんとの意思の共有といいますか、そういったことをまず図っていく必要があるし、まず、意向をしっかりと確認していく必要があるなと思っておりますので、またそういったことについて、これから率先して取り組んでいく必要があると考えておりますので、具体的な私どもに政策的な案を持ち合わせておるわけではございませんけれども、そういった方向で農家の皆さんやそれぞれの皆さんと意向を共有しながら進めていくということが、私自身、今考え得るところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 町長の考えは理解できますけれども、また、今、農地利用集積、農地中間管理において、土地改良関係の経費などがかかってきます。今、比較した場合、全面委託というのが条件というようなふうに聞いております。

全面委託であれば、当然そういう経費に対しても担い手さんが負っていくというのが私からするとそういうものではないのでしょうかと思うんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○産業課長（平松孝浩君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 産業課長。

○産業課長（平松孝浩君） 経費に係る部分はどうかというような御質問だったと思いますが、こちらにつきましては、土地改良区につきましては賦課金をお支払いいただいております。これは経常賦課金や用水賦課金、あるいは排水賦課金というものがございまして、これら1反当たりは合計すると7,200円になります。これにプラス、税金というものもあると思います。こちらは詳細なところはこちらでは把握はしておりませんが、それを合わせても1反当たり1万円以下でおさまるのではないかとというふうに想定しております。

それにかえて、例えば農地中間管理機構に預けられた場合は、1反当たり1万円ということが所有者に渡されるということになっております。そして、利用集積のほうでございまして、こちらにつきましてはほとんどが1反1表というような形で所有者の方に物納で渡されておりますので、1反1表であれば約1万4,000円とか、そのぐらいの単価に

なるのではないかなというふうに考えておりました、こういった経費はそういったお金の中で支出できるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 中間管理の場合だと1万円、集積だと1表という、この金額が出てくるわけですけれども、実際に土地を委託して面倒を見ていただいておりますから、お金を払うのは当然だとは思いますが、このお金で税金、経費、全部を払うと農地の維持をしているだけで、農家にとっての収益というのは全く生まれてこないわけですね。こんな言い方は失礼かと思っておりますけれども、担い手農家さんのほうは耕作して利益が上がっただけは担い手農家さんが利益として計上できていくんですけれども、全面委託という形であれば、経費というのは農地に対しての経費ですから、当然、担い手農家さんの負担になっていくのが、普通っておかしいですけれども、それが普通じゃないかなと思うんですが、その辺のお考えはどう思われておりますか。

○議長（伊藤律雄君） 答弁をよろしくお願いします。

○産業課長（平松孝浩君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 産業課長。

○産業課長（平松孝浩君） 先ほどの御質問でしっかり私が理解できない部分があったんですけれども、担い手の所得になっていくということの御質問だったと思うんですが、申しわけありませんが、もう一度御質問をお願いしたいと思います。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 結局、田んぼを全部担い手さんに委託するわけです。そうすると、お米を担い手さんがつくられるわけですけれども、その部分においては担い手さんの収益という形になっていきますね。全面委託してあって、担い手さんが耕作されるので担い手さんがその収益をとられるのは理解はできます。

けれども、それに対して、水路経費とか土地改良経費というのは田んぼに対しての経費だったら、当然田んぼについてその経費も乗っていくはずなんですわね。その辺の理解が私もできないものですから、その辺のところはどういうふうなのかなということでお聞きしておるんですけれども。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 加藤真人議員さんの担い手と農家との関係のことなんでございますが、基本的に当町では再生協の協議会を設けておまして、そこで今の担い手の人たち、

あるいは提供する農家側とのことについては、今おっしゃられた中間管理機構のほうでいくと1万円、そして、利用権設定で行くと1反当たり1表と、こういったことも再生協の中で担い手の人たちと各団体の人たちとの協議をしていただいて、今の金額をお決めいただくわけですから、他の市町ではそこまでのことまでの対応はされておらないと承知しております。それだけ私どものほうは再生協の中で話し合いをしていただいて、今のような制度を確立して進めていただいているということで、その点、おっしゃることもよくわかりますが、少しでもそういったことで、地権者側か、そこに応分の利益があるように調整を図っていただいていると、あるいは調整させていただいているというふうに私は認識しておりますので、あと、補足することがあったら、産業課長のほうから補足させていただきます。

○産業課長（平松孝浩君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 平松産業課長。

○産業課長（平松孝浩君） 先ほどの質問は、ありがとうございました。

町長の答弁のほうでもありましたように、こちらの単価につきましては、木曾岬町の地域農業再生協議会という協議会がございます。こちらにつきましては、JAであったり、あるいは農業委員会、土地改良区、共済組合、こういった方々で組織する協議会がございます。

その中で話し合われて、これからの農業についてどうしていくのか、この単価についてどうしていくのかというところを協議して決めさせていただいたというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 協議会の中で協議をされておるということでございますけれども、実際には、農家自体としては税金とか経費とかいろんなものを払った場合は、はっきり言って持ち出しというような形で全く、土地は持っているものの、管理して赤字を出しているというのが稲作農家の現状だと思います。

それは協議会の中で話し合われていることですので、また、その辺についても今後の課題として、農家に少しでも利益が出るような形を考えていただきたいと思います。

もう一点、農地の転用という、稲作農家からすればやっぱり農地をいかに利用して収益を上げようかとするとき、農地転用というものはどうしても欠かせない。そういうときに、やっぱり農地の転用というのはハードルがすごく高いと思うんですね。それかといって、やっぱり農家サイドは自分の安心できる生活を営もうとすれば、やっぱり転用を考えなければ生活ができていかない、何らかの形で収入を得なければ稲作農家としては立ち行かないと。その辺のところの難しさというのはどのような考えを持っておられますか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 加藤議員から、今の実情から御心配の御質問をいただいたところでございますが、基本的に私は、やはり行政もそうなんです、生産団体、農協さんなり、あるいは農家組合、ありますね、そういったところがやはり本当にこのままではいかんということで、近隣の市町、例えば愛知県側、あるいは岐阜県側にもありますけれども、1つは、やはり農家の人たちの意識といいますか、それをまず共有する。そして、多分、担い手の人たちの考えていらっしゃるのとはもっと大々的な大規模な基盤整備を図って大型水田農業といいますか、そういった体系がとれるような基盤にもう一回基盤整備をやってくれということだと思えます。

そして、大規模な区画にして効率をまず上げること、それから、もう一つは、お米だけじゃなしで、稲作だけじゃなしに他の品目を導入できるように基盤整備部と、それから排水か、暗渠も含めてですけど、そういった排水能力を上げて圃場の条件をまずは私は改善する必要があるだろうと。そして、米づくり以外の品目でも担い手の人たちが採算の合うような体系をつくっていくこと。そうすると、いわゆる1反1万円だとか、1表というのがプラスアルファになってくるはずですよ。

そして、それを実践しておる地域なり農協さんなりというのは全国多々あるわけですから、そこらを参考に、私どもとしては水田農業が大規模にできるような、そういった基盤整備の改善を図っていく、これが行政と土地改良との大きな課題であるし、本当にそういったことを心配なら、そういったことを取り組んでいこうという農家の人たちの気持ちがないことにはできませんから、そういったことを取り組んでいく、現実に周りがやっておるわけですから、ですから、米以外で十分採算が合う品目がありますから、そういったものも取り入れてやっていくことによって、たとえ何万円でも地権者側の人たちの所得にもなるというような取り組みをしていけたらいいかなと思っております。

J Aさん、今のみえきたさんになってからのお話では聞こえてこなかったんですが、くわな農協さんの時代には、当時、組合長がそういったことをやっていこうとおっしゃってみえたので非常に期待しておるんですが、やっぱり事業主体がそういう意欲を積極的に持っていただかないとなかなかこれは実現できないと思うんですが、そんなことを言っておってもいかないので、もしそういったお気持ちがある人たちが何人かあれば、地区を特定してそういった大規模な基盤整備から始めていくことが私はできるのではないかなと思っております。

そういった形でお預けした農家の人たちにも一定の収入、所得が生まれるような形がとれるのではないかなと思っておりますので、もしそういった気概を持った農家の人たちや、あるいは地区があつたら、一度一緒になってそういったことについての検討をしたいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 今、町長のほうから、集団化して担い手さんが管理しやすいようにというようなお言葉でございました。

担い手さんがなくては困りますけれども、やっぱり担い手さんの仕事はふえてはいきま
すけれども、農家サイドとしてはどうやって立ち行けばいい、立ち位置というのか、農業
を継続していけばいいのかということになってくると思うんですわ。その辺のところはど
う考えておられますか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） ちょっと争点がといたしますか、私のほうの理解がそれていたのか
なと思いますけれども、加藤真人議員がおっしゃるのは、農地を転用してということを念
頭に置いた御発言なんでしょうか。

だとすれば、農地の転用、それから農地の保全、それぞれありますけれども、やはりそ
れはそれこそ地区での集落の中での調整ができるのかどうか、そして、また、農地転用と
いいますか、私の考え方は、やはり効率のいいところと効率の悪いところとの区分けをし
ていくことがまず必要ではないかなと思っておりますし、農地の転用ということになれば、
行政、そして土地改良区、そして農業委員会、それぞれの皆さん方、そして、集落ごとの
農家組合か、これらの皆さん方との大きな方針転換をしていかならんと思いますので、
もしそういった方向を考えると、転用して何が入ってくるか、私は今の町内の実情
を見ておりますと、非常に逆に危惧しております。

ですから、少しでも優良な農地として効率のいい農地管理ができるような方向を、私と
しては向けていきたいなと思っておりますけど、具体的個々に農地転用を積極的に推進し
ていくということについては、私は逆に慎重に考えております。それは、今の現在の町内
の実情が非常に心配だからでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 農地転用で企業を誘致する、町長の今の木曾岬の現状から行くと、
いろいろ問題がある業者さんが多いというようなことで危惧されている部分があるとは思
いますが、今、農地以外のところで企業として入っているのは木曾岬干拓ぐらいで、実際
に木曾岬町内の中の農地の中では全く転用ができないような状態、転用することによって

何かの産業も生まれるとは思いますが、やっぱりそういうことも考えていかないと、今の稲作農家自体が生き残っていけないし、維持できていけないとは思いますが、その辺のところはどんなような考えをお持ちですか。

○議長（伊藤律雄君） 再質問に対して御答弁願います。

○産業課長（平松孝浩君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 平松産業課長。

○産業課長（平松孝浩君） 先ほども町長答弁のほうにもありましたように、農地につきましては、やはり農地法、あるいは農振法によりまして、厳しく無秩序に農地が潰されないようにしていかないといけないというようなことになっております。

こういうことから、農地の土地利用につきましては、今後もこの法律に従いながら、しっかりと計画を立てて整理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） ありがとうございました。

それじゃ、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤律雄君） 以上をもちまして、通告をいただいております一般質問は全て終了しました。これにて一般質問を終わります。

日程第 2 議案第 35号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第2号)について

日程第 3 議案第 36号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第 4 議案第 37号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第 5 議案第 38号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第 6 議案第 39号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 40号 木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 41号 木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 42号 木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 43号 木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 44号 木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 2 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 4 7 号 平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

○議長（伊藤律雄君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 2、議案第 3 5 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてから日程第 1 9、議案第 5 2 号、平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてまでの 1 8 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました議会議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤律雄君） ただいま議題としました議案につきましては、それぞれの常任委員会に付託し、御審議をお願いして、各常任委員会から審査報告書が提出されております。よって、それぞれの委員長の報告を求めます。

初めに、伊藤好博委員長より教育民生常任委員会の審査報告を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

○9 番（伊藤好博君） 議長、9 番。

○議長（伊藤律雄君） 9 番議席、伊藤好博委員長。

○9 番（伊藤好博君） それでは、教育民生常任委員会の報告をいたします。

去る 9 月 1 1 日水曜日午前 9 時から委員 6 名の出席のもと、加藤町長を初め教育民生常任委員会所管の執行部の同席を求め、委員会を開催いたしました。

令和元年第 3 回定例会において、本委員会に付託されました議案は、議件名を割愛しま

すが、議案第35号の所管部分、議案第36号から議案第38号の補正予算案4件、議案第43号及び議案第44号の条例の一部改正、議案第45号の所管部分、議案第46号から議案第48号までの決算認定案4件の合わせて議案10件であります。

付託されました10件の議案について、加藤町長から議案の概要説明を受けた後、付託議案の審査方法を諮り、各議案について1件ごとに執行部に詳細な内容の説明を求め議案質疑を行い、全議案審議の後に、討論、採決も1件ごとに行うこととし、付託議案の審査を進めました。

その審議内容や結果について御報告をいたします。

なお、付託議案の内容については、既にお聞きいただいておりますので、割愛させていただきます。

まず、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）の所管部分を議題として審議を行いました。

主な質疑として、歳入では、国庫補助金で地域生活支援事業補助金のシステム改修は消費税増税に伴うものかとの質疑に対し、令和元年の消費税の改正に伴いまして、報酬の改定、処遇の改善等の対応が必要になることから、システムの改修費ですとの答弁でした。

次に、保健衛生総務費では、時間外勤務手当の詳細説明と働き方に問題があるのではとの質疑があり、障がい関係の電算入力、受給者台帳整理、2次審査のチェック作業の電算入力、時間外単価2,600円に1.25を掛けて、平日3時間を4日、7カ月分を予定しているとの答弁でした。

次に、小学校費で、トイレの改修について、設計の見直しの内容と工期についてはどの質疑に対し、平成27年度当時の積算の見直しと、2階、3階は、障がい者も利用しやすくするため間口を広げ、それに伴いまして、2階、3階の和式トイレはなくする予定の設計を変更しております。工期は、当初は夏休みを換算して60日としていましたが、90日から100日かかると思われるため、11月発注を目指して設計の変更をしているとの答弁でした。

次に、議案第36号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として審議を行いました。

主な質疑としては、保険料の見込み額が808万5,000円減額になった主な原因はどの質疑に対し、前年度繰越金と過年度県支出償還金を差し引いた差額分との答弁でした。

次に、議案第37号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として審議を行いました。特に質疑はありませんでした。

次に、議案第38号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として審議を行いました。

主な質疑として、第1号被保険者保険料で、特別徴収保険料が増額、普通徴収保険料が減額となったが、当初予算で率はどのように見ていたのかとの質疑に対して、当初予算で

は特別徴収 90%と普通徴収 10%の割合であったが、本算定による特別徴収保険料が 95.8%、普通徴収保険料が 4.2%となり、被保険者が当初 2,034 人から 2,014 人となったために減額補正しているとの答弁でした。

次に、議案第 43 号、木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審議しましたが、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 44 号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審議しました。

主な質疑としては、第 3 条、一般原則の改正部分が子ども、保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容とあり、無償化はうたわれていない。この文言だけを考えると、今後、無償化でなくなることもあり得るかとの質疑に対し、第 3 条の改正理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営上の原則に保護者の経済的負担の軽減への配慮を位置づけておりますので、無償化のこととは違いますとの答弁でした。

さらに、第 13 条、利用者負担額等の受領での改正で、新たに副食費の負担が加わることで町民へのどのような影響が出てくるかとの質疑に対し、食事の提供は、現段階では国の基準のとおり、3 歳以上児については無償化され、3 歳未満児については非課税世帯は無償化との基準どおりの見直しをする。副食費の食事の提供以外で、今後、無償化ではなく、幼児教育・保育の充実したよりよい環境整備を進めていきたいとの答弁でした。

次に、議案第 45 号、平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定の所管部分を議題として審議を行いました。

主な質疑としては、歳入では、雑入で、火葬場水道使用料で源緑地区からの収入はどの質疑に対し、火葬場と源緑輪中地区の墓地には水道が 1 つしかないため、使用料の半分を源緑地区より受けているとの答弁でした。

歳出では、小学校費、備品購入費のカラープリンターは何台購入したのか、用途はと、振興費でパソコンリースは機器だけなのかとの質疑に対し、カラープリンターは 1 台購入で、A3 までカラーコピーできるレーザープリンターのもの、パソコンリースは機器借上料とメンテナンス料が含まれていますとの答弁でした。

さらに、小学校費、準要保護児童就学援助費の支給は何月かとの質疑に対し、支給月は 9 月と 2 月とで、学校の必要経費を除いて手渡しで支給しているとの答弁でした。

次に、議案第 46 号、平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題として審議を行いました。

質疑では、不納欠損するに当たり徴収努力はと、不納欠損の要因で出国者と行方不明者の割合や滞納分の徴収を業者委託ではとの質疑に対し、臨戸訪問も強化して毎月末に行っている。転出者は住所照会をしているが、遠方で行けないことが多い。不納欠損の割合は、転出・行方不明 26 件、出国 2 件、生活保護 1 件、死亡 1 件、業務委託については、税金は県の回収機構へ委託できるが、料金はできない状況ですとの答弁でした。

次に、議案第47号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題として審議を行いました。

主な質疑では、普通徴収保険料未収額が昨年度よりかなりふえているが、その要因はどの質疑に対し、年金で特別徴収している方が亡くなるとすぐに返せないため、その分が翌年に繰り越されていくとの答弁でした。

次に、議案第48号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定を議題とし、審議を行いました。

質疑では、年度中500万円の積み立てがあり、年度末には5,100万円の基金残高となっているが、平成30年度の保険料は上がっているが、据え置いてもよかったのかとの質疑に対し、介護保険制度の場合は、介護保険計画により3年間固定となっていますので御理解をいただきたいとの答弁でした。

なお、各議案の質疑を終え、1件ごとに討論を進めました。

議案に対する討論は、反対討論が、議案第35号の所管部分、議案第36号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号に1件ずつあり、それに対する賛成討論はありませんでした。

以上、本委員会に付託されました議案第35号の所管部分、議案第36号から議案第38号の補正予算案4件、議案第43号及び議案第44号の条例の一部改正、議案第45号の所管部分、議案第46号から議案第48号までの決算認定4件の議案10件を慎重に審議いたしましたところ、議案第37号及び議案第38号の2議案は全員賛成で、あとの8議案は賛成多数で、全議案ともおおむね妥当と認め、本委員会は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上のとおり報告させていただきます。

令和元年9月18日、教育民生常任委員長、伊藤好博。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） どうもありがとうございました。

教育民生常任委員の皆様、当日長時間にわたり慎重な審議をいただき、御苦労さまでした。

続いて、服部英二夫委員長より総務建設常任委員会の審査報告を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

〔「議長、委員会報告書がないんですけど、私」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 暫時休憩といたします。

午前11時40分休憩

午前11時43分再開

○議長（伊藤律雄君） 休憩を解き、会議に戻します。

○5番（服部英二夫君） 議長、5番。

○議長（伊藤律雄君） 5番、服部芙二夫委員長。

○5番（服部芙二夫君） それでは、総務建設常任委員会の御報告をいたします。

去る9月13日金曜日午前9時から委員6名の出席のもと、加藤町長を初め総務建設常任委員会所管の執行部の同席を求め、委員会を開催いたしました。

令和元年第3回定例会において本委員会に付託されました議案は、議案名は割愛いたしますが、議案第35号の所管部分、議案第39号から議案第42号までの条例の一部改正、議案第45号の所管部分、議案第49号から議案第52号までの決算認定案件5件、合わせて議案10件であります。

付託されました執行部提案の10件の議案について、加藤町長から議案の概要説明を受けた後、付託議案の審査方法をお諮りし、各議案について1件ごとに執行部に詳細な内容の説明を求め議案質疑を行い、全議案審議の後に、討論、採決も1件ごとに行うこととして付託議案の審査を進めました。

その審議内容の結果について御報告させていただきます。

なお、付託議案の内容については既にお聞きいただいておりますので、割愛させていただきます。

まず、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）の所管部分を議題として審議を行いました。

主な質疑としまして、歳出では、総務費、一般管理費で、ふるさと応援寄附金の返礼品は何社で対応しているのかの質疑に対して、9社で町内の企業、農家、商店に協力していただいているが、8月末時点で4,500万の実績で、全体の85%が木曾三川ウナギ、2軒のメロン農家も新たに参加していただいているとの答弁がありました。

また、農林水産業費、農業振興費の備品購入費では、耕運機は何人で使用するのかとの質疑に対し、ふれあい農園利用者15名で使用するとの答弁がありました。

さらに、公債費では、繰り上げ償還できる案件はどの質疑に対し、繰り上げ償還可能借り入れは9件、そのうち1.5%を超える高利率2件をこのたび税込による財源確保ができたために行うとの答弁がありました。

次に、議案第39号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議を行いました。質疑はありませんでした。

次に、議案第40号、木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議を行いました。質疑はありませんでした。

次に、議案第41号、木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審議しました。

主な質疑としまして、条例の誤りはいつどのような状態で今まで来たのかとの質疑に対して、前回、平成29年の改正で公平委員会事務局2名を削除したが、合計人数の修正ができていなかったことが要因との答弁がありました。

次に、議案第42号、木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審議を行いました。質疑はありませんでした。

次に、議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定の所管部分を議題として審議を行いました。

主な質疑としましては、歳入において、町税不納欠損の内訳や不納欠損に至るまでの経緯はどの質疑があり、個人住民税では8件のうち3人が外国人、不納欠損は地方税法に基づく手続として、所在の確認、財産の確認を随時しているが、債権の5年の時効が来てしまうものとの答弁がありました。

歳出において、企画費、委託料、まち・ひと・しごと育成事業の成果についてどの質疑に対し、地方創生事業として2年目である。事業の目的は住民主体で、行政はこの事業をサポートしている。来場者についてはSNSや町外のチラシの配布を行い、4割近くが町外の方であり、事業目的である外部への発信という点では効果が出ていると思われるとの答弁がありました。

また、委託料が決算では当初より1,200万円ほど減額となっているが大きな要因はどの質疑に対して、計画策定委託料が新たな拠点整備委託料として1,188万円当初で計上していたが、構想業務までで約250万で落札された。実施設計までと考えていたが、基本調査を行った上で実施設計という方針を変えたためというのが大きな要因と思われるとの答弁がありました。

あわせて、方針変更前までは何かの形でつくりたいと考えていたのか、また、実施設計まで持っていくには具体的な業者があったのかとの質疑に対して、30年度の段階で拠点施設の建設まで行きたかった。具体的な事業運営者が手を挙げていることはない。当初の段階では補助事業を活用しながらということから、実施設計を30年度で、発注を令和元年度というのが当初計画であったとの答弁がありました。

また、農地費、土地改良費において、地籍調査事業は全地区を調査する考えはどの質疑に対し、最終的には木曾岬町全地区で行う予定との答弁でした。

次に、議案第49号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定を議題として審議を行いました。

主な質疑としては、財産調書の内訳はどの質疑に対して、土地一覧を後日提出するとの答弁がありました。

次に、議案第50号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定を議題として審議を行いました。質疑はありませんでした。

次に、議案第51号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題として審議を行いました。質疑はありませんでした。

次に、議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定を議題として審議を行いました。

主な質疑としては、営業収益、給水収益が昨年より400万円ほどふえていて、人口は100人ほど減っているが、今回ふえているのはどのように分析すればよいのかとの質疑に対して、一般家庭からではなく、既存の企業の収益がふえている。ただ、毎年ふえるかは不明ですとの答弁がありました。

各議案の質疑を終え、1件ごとに討論、採決を実施しました。

それぞれの議案における討論はありませんでした。

以上、本委員会に付託されました議案第35号の所管部分、議案第39号から議案第42号の条例の一部改正、議案第45号の所管部分、議案第49号から議案第52号の議案10件を慎重に審議いたしましたところ、付託された全議案は举手全員で、本委員会は全議案とも妥当と認め、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上のとおり御報告させていただきます。

令和元年9月18日、総務建設常任委員会委員長、服部英二夫。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） どうもありがとうございました。

総務建設常任委員会の皆様、当日長時間にわたり慎重な審議をいただき、御苦労さまでした。

これより各常任委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対し、質疑のある方は発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番、中川和子君。

○8番（中川和子君） 確認ですが、まず、議案第38号の28ページの学校管理費のところですが、トイレ改修のことが今回出ているわけですけれども、私が聞き間違えなら教えていただきたいんですが、和式をどうすると言われたのでしょうか。

それから、議案の第38号の介護保険特別会計補正予算ですが、主な質疑、1点は取り上げていただいたんですが、一般会計繰入金のところの質疑が抜けていたと思うんですが、その確認をお願いしたいと思います。

それから、議案第44号の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正のところ……。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君に申し上げます。

教育民生常任委員会は可決されておりますので、議案質疑はこの後ありますので、そこで質疑は求めたいと思います。

○8番（中川和子君） だから、私はそこでは質疑ができなくて、今、委員長報告をされた中で、自分は委員会に出ていた、報告と整合しないところがあるので伺っているんです。

○議長（伊藤律雄君） その委員会も可決しておりますので。

○8番（中川和子君） 可決されているのはもちろん知っています。今の委員長報告の中

で、私が聞いていたことと違うことがあるので確認をしたいんです。だめですか。

○議長（伊藤律雄君） それは質疑で行います。

○8番（中川和子君） だから、私はもう質疑はできないので、委員会に入っているのじゃ、そこで質疑を認めていただけるんですか。それなら、それでしますけど。

〔「それはできん」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） それはできないでしょう。だから、今、委員長報告に対しての質疑をしているんですよ。

○議長（伊藤律雄君） 何の質疑ですか。

○8番（中川和子君） だから、今、言っているじゃないですか。じゃ、もう一度最初からいいですか。

議案第35号の28ページですが、トイレ改修のことが出ていて、今、委員長が和式をどうするのかというのがはっきり聞き取れなかったの、和式をどうするかということの確認と、それから、議案第38号の……。

○議長（伊藤律雄君） 中川さんに申し上げますが、委員会であなただけでも委員長に聞いていますよ。

○8番（中川和子君） ですから、今、委員長報告の確認だと言っているじゃないですか。今、委員会で質疑したことに対して私は質疑をしているんじゃないんですよ。

〔「それは議場ですることじゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） そうですか。

○議長（伊藤律雄君） これは委員長報告の質疑でございますので、これは質疑でございませんので。

続けます。

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これ、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

日程第20 報告第4号 平成30年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（伊藤律雄君） 続きまして、日程第20、報告第4号、平成30年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程し、議題といたします。

ただいま議題としました報告案件につきましては、定例会初日に町長の提案理由説明と執行部による詳細な説明を聞いていただき、御精読のことと存じます。

よって、これより報告案件の質疑に入ります。

それでは、報告第4号、平成30年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての御質疑がある方は御発言をお願いします。

質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、これに異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項及び第22条の1項に基づく議会への報告を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日、これにて散会といたします。

午後 0時 0分散会

○議長（伊藤律雄君） 議員の皆さん方には慎重な審議、ありがとうございました。また、加藤町長を初め執行部の方々には、大変御苦労さまでございました。なお、最終日は9月20日午前9時より再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げ、御苦労さまでございました。ありがとうございます。